

第14回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成20年7月31日（木）午後4時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 （都側）

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局参事〈都区制度改革担当〉、西村総務局行政部区政課長

（区側）

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

（1）開会

（2）都区のあり方検討委員会の委員及び幹事会の構成員の異動について

新幹事の紹介を行った。

＜資料1－1「都区のあり方検討委員会委員名簿（平成20年7月1日現在）」、資料1－2「都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成20年7月16日現在）」＞

（3）第13回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

（4）具体的な事務配分の検討について

都側から具体的な事務配分の検討について資料説明の後、検討を行った。

＜都側から資料2「検討対象事務総括表」（平成20年7月幹事会分）、資料3「検討対象事務評価シート」の事業内容等の説明＞

○都側

本日の検討対象事務は、④「法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの」のうち、「イ 個別法に基づくもの」から都市整備関係の事務16項目を基本に、同じく④「ア 地方自治法に基づくもの」のうち、5月の幹事会で先に送った、都市整備関係の事務2項目、①「一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務」から1項目、②「建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務」から1項目、⑤「府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務」から都市整備関係の事務1項目、合わせて21項目である。

前回の幹事会から④のイの項目の検討に入り、今回は、④－23「住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務」など、都市整備関係の16項目が対象であるが、①－1「都市計画決定に関する事務（特定街区で面積が1haを超えるものなど）」、②－1「延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」、④のアー17「土地試掘許可など都市計画に関する事務」などの2項目及び⑤－7「造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務」については、④のイの事務と密接に関係することから今回併せて検討することとした。

＜都側から資料２「検討対象事務総括表」（平成20年7月幹事会分）、資料３「検討対象事務評価シート」の都の評価についての説明＞

○都側

今回も事務配分について都側の評価は、特別区が人口５０万人以上の規模になった場合の評価であることを脚注に書いてあるところであるが、改めて確認させてもらう。

まず、１番の①－１「都市計画決定に関する事務（特定街区で面積が１ｈａを超えるものなど）」は、一般には市の事務であるが都に留保されている事務であり、内容は、「大規模な特定街区に関する都市計画決定」など３つに分かれている。いずれも影響が広域に及ぶなど、広域的な観点から都市計画を定める必要があるので都に残すという評価をしている。

次に、２番の②－１「延床１万㎡超の建築物等にかかる建築確認等の事務」は、検討対象事務リストの②に属する建築主事設置市の事務であるが、現行法上、都に留保されているものである。内容は、大きく１と２の事務に分かれ、２の事務はさらに６つの事務に分かれている。

まず、１の事務は、建築主事の手続きであり、延べ床面積１万㎡を基準として現在都区が役割を分担している。延べ床面積１万㎡を超えると、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいことから、都が一体的に行うべきと評価している。

次に、２の事務は、特定行政庁の手続きで、建築主事の手続きと密接に関連するものであり、また、都市計画の内容との整合性や密集市街地が連たんしている区部における統一的な処理の必要性という観点から、いずれも都に残すという評価をしている。

次に、３番の④－１７「土地試掘許可など都市計画に関する事務」は、主に一定の都市計画区域内における建築等の許可に関する事務であるが、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものか否かという基準で都区が役割分担をしている。２番の２の事務で、都の建築指導事務は都に留保するという考えを示しているが、これらの事務も都に残すという評価をしている。

次に、４番の④－１８「組合施工者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務」は、組合施行の土地区画整理事業に関する事務で、現在５ｈａ以上のものを都が行うという役割分担になっている。面積が５ｈａ以上のものになると、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が大きいことから、延べ床面積１万㎡超の建築物に係る許可と併せて引き続き都が行うべきものと評価している。

次に、５番の④－２３「住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務」は、都区という評価をしている。これは、延べ床面積１万㎡以下の建築物に係るものについては、現在延べ床面積１万㎡以下の建築物に係る建築確認等の事務は特別区が実施していることから、区へ移管する方向で検討するということである。

次に、６番の④－２６「再開発事業計画認定などに関する事務」は、これも都区という評価をしている。建築の許可については、既に延べ床面積１万㎡を基準として都区が役割分担しており、都に残すという評価をしている。一方、再開発事業の認定については、小規模な事業の認定は、市街地環境に与える影響が小さいということを踏まえて、区へ移管する方向で検討している。

次に、７番の④－２７「都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務」は、区部全体の土地利用の状況や都市計画事業の実施状況などを広域的見地から総合的に勘案して判断する必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、８番の④－２８「保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務」は、現在特別緑地保全地区内の建築行為等の許可については、面積１０ｈａを基準として都区で役割を分担している。１０ｈａの基準は都市計画上の特別緑地保全地区の指定権限と整合させるために設けたものであり、１０ｈａ以上の特別緑地保全地区の指定権限は都に残すと評価していることから、この事務も都に残すと評価してい

る。

次に 9 番の④－29「土地の権利移転届出受理などに関する事務」は、区部全体の地価動向などを総合的に判断する必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、10 番の④－30「住宅街区整備事業の認可などに関する事務」で、1 の「住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務」のうち、個人施行の認可などは既に区へ移管済みであり、建築行為の許可等の事務は、既に延べ床面積 1 万㎡を基準として都区が役割分担をしており、都に残すという評価をしている。

2 の事務は、老朽化した建築物の共同建て替えなどに係る計画の認定事務で、広域的な判断というより、むしろ地域的な判断が重要であるため、区へ移管する方向で検討するという評価をしている。

ただし、この事務に関連しては、都は独自基準を設けて事業補助をしている経緯があることから、移管に伴う二重行政が発生しないように、都区において役割分担を整理する必要がある。

次に、11 番の④－34「被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務」で、1 の事務は都区という評価をしているが、これは延べ床面積 1 万㎡以下の建築物に係るものについては区へ移管する方向で検討するということである。

2 の事務は、監視区域の指定であり、区部全体の地価動向などを総合的に判断する必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、12 番の④－35「防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務」は、都区という評価にしているが、この事務に関しては、防災街区計画整備組合の設立認可など基本的な事務は既に区が行っていることから、基本的には区へ移管する方向としている。

ただし、建築行為の許可に関しては、延べ床面積 1 万㎡を超えるものも区へ現在移管しているという事実がある。今回、本来の基本的考え方から、延べ床面積 1 万㎡を超えるものを都が担う方向で検討するというので、これについて都区という評価をしている。

次に、13 番の④－50「宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」は、特別区は既に宅地造成工事の許可などの事務を行っていることから、区へ移管する方向としている。

ただし、平成 18 年度の法改正により創設された造成宅地防災区域の指定などについては、関係する区市町村と連絡調整会議を組織し、指定権限の移管などについて調整していく予定である。

次に、14 番の④－56「流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務」は、規制解除等の事務については、広域的観点からの調整の必要性が薄いことから、区へ移管する方向としている。

ただし、流通業務地区に関する都市計画に必要な公共施設に関する都市計画の決定については、後ほど述べる 16 番の事務の検討において、他の都市計画と併せ都に残すとしている。

次に、15 番の⑤－7「造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務」は、都区という評価をしているが、この事務のうち、基本方針の策定、変更、交通ネットワークの形成など、広域的な観点で立地場所などを判断する必要があるため都に残すとしているが、権利設定の承認など、その地区内の個別の事務は区へ移管する方向としている。

次に、16 番の④－59「都市計画区域内の開発行為などに関する事務」は、都市計画決定に関する事務本体であり、東京の都市計画は一体的に開発、整備、保全することが必要である。広域的な視点から定める必要があるということから、都に残すという評価をしている。

次に 17 番の④－76「マンション建替組合の設立の認可などに関する事務」は、

個別のマンションに係る事務であり、広域的な判断というよりは、むしろ地域的な判断が重要であるため、区へ移管する方向としている。

次に、18番の④-79「交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務」は、1日の乗降客数が15万人以上のターミナル駅を対象としており、区部には60以上あるが、駅や駅周辺の整備計画等は現在でも区が主体となって行っていることから、区へ移管する方向としている。

次に、19番の④-82「雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務」は、現在区が行っている開発許可との関係が深く、区が行った方が効率的であることから、区へ移管する方向としている。

次に、20番の④-90「監視区域の指定に関する事務」は、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に係る地価の監視区域の指定に関する事務であり、区部全体の地価動向などを総合的に判断する必要があることから、都に残すという評価をしている。

最後に、21番の④-92「景観行政団体の事務などに関する事務」は、景観法に基づく景観行政団体の事務などであり、東京は市街地が極めて高い密度で連続しているため、東京全体の景観保護のためには統一的な意思決定の下で一体的に事務を行うことが効果的であるため、都に残すという評価をしている。

<区側から資料2「検討対象事務総括表」（平成20年7月幹事会分）、資料3「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明>

○区側

まず、総括的に述べるが、今回の検討は、まちづくり関係の事務であり、都市計画関係の事務が多いが、都市計画については、前提として、都市計画区域の整備、開発、保全の方針、あるいは都市再開発方針等は都道府県が定めるとされており、今回の検討対象となるのは、都道府県が定める広域の方針に即して個別の都市計画を定めるときの役割分担をどうするかというものである。

そこで、区側の基本的な考え方は、他の市と同様に、都が府県の立場で定める広域的な方針の下で、それぞれの区が広域的な視点を踏まえて個別の都市計画決定を行うこととすべきということである。その意味で、現在は、対象の面積規模とか、あるいは施設の種類の都区の役割分担をしているものが多いが、そういう面積要件等で区分けする必要はないという考え方である。

建築確認関係の事務についても、都区においては対象の面積要件等で役割分担されているものが多いが、これも面積要件等で区分けする必要はないという考え方である。

現在、区への移譲が行われていない事務もあるが、基本的に都市計画や建築確認の事務を区に移す方向で検討するときに合わせて見直すべきであるという考え方である。

また、今回の検討対象は、指定都市や中核市等に移譲されているものを中心に、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で、一般市に移譲すべきとされているものも多くあるので、検討に当たっては留意をすべきであると考えている。

個々の事務についての説明は、省略するが、一点だけ補足すると、総括表の中の大きな1番の都市計画決定に関する事務と、2番の建築確認等の事務については、今回の検討のベースになるものと考えており、いずれも対象の面積規模や施設の種類の都と区の役割分担が定められているが、都市計画は一般市の事務であり、建築確認等の事務については建築主事設置市の事務であるということも踏まえ、他の市と同様に面積規模等で区分けする必要はないという基本的な考え方である。

なお、都市計画の事務については、もともと市の事務であるものをあえて都の事務とする特例が設けられているということもあり、区に移管するには法改正が必要であると考えている。

<資料2、資料3をもとに検討>

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

都側の説明の中で、特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されているという話だが、指定しているのはどこが指定しているのか。

○都側

都市計画法に基づいて、国の同意を得て、都が23区を一体の都市として都市計画区域の指定をしている。

○区側

要するに都が指定しているのだとすれば、そのように指定しなければ、いいのではないか。かなり古い時代に指定したと思うが、都市は生き物だから、時代とともに変わっていく、都が指定したのであれば、柔軟に考えてもらってもいいのではないか。

○都側

区域の問題はいろいろあると思うが、基本的には市街地が連たんしているので、都側の考え方としては、23区を幾つかに分割して都市計画の区域を定めるということは、今の段階ではなかなか出てこない。

○区側

仮に一つの地域だとしても、全体のグランドデザインは、東京の都市はいかにあるべきかという観点で都が描き、それに基づいて行う個々の都市計画決定は、必ずしも1haを超えると区では駄目だというものではないのではないかな。

例えば、区をまたがるような場合は別として、区の中におさまるような都市計画の決定で、しかも、1haを超えるか超えないかという微妙なものであれば、こういう理屈で都に留保するということにはならないのではないかな。

○都側

都市計画区域の整備、開発、保全の方針は、都が定めて、大臣の同意が必要だという制度だと思う。少なくとも都市計画区域を定めるのは、都が国と相談して定めるということである。その中の都市計画法におけるいろいろな事務が、区内で終わるものがあるとか、建築確認事務の面積分けの議論とか、区側が言われたような話は理屈としてはあると思うが、ただ、都は、12年度の都区合意の改正から依然として、全体としての都市計画区域の中で一定のものについては、都が23区の一体性を考えてやっていくという考え方である。むしろあのとき何でその面積で区切ったという人もいるが、それは区側が言われるとおり、中身によってはそういう可能性というのは未来永劫的にないということではないと思う。

○区側

副都心の構想とか、コアエリアをこういうふうにデザインするとか、そういうことを都として、国際都市東京の経営という意味で、大都市経営の一端としてグランドデザインを描くかもしれないが、区の中で実際に開発行為等が行われていて、1万㎡だから区の関与はないという時代ではない。

建築物の1万㎡というのも、建築技術が稚拙なころの1万㎡の建物と、今の1万㎡の建物とは大分違うので、そういう意味では、1万㎡と数字で分ける必要があるのかどうかということも含めて、あるいは数字で分けるにしても1万㎡がいいのかどうかということも含めて、従来どおりだということにはならないのではないかな。

○区側

時代の変化とともに建築規模も違ってきているし、内容的にも建築技術もかなり発達している。現に1万㎡以下の建物は、区が支障なく十分にやっており、1万㎡で仕切る技術的な観点からの困難性等は全くないので各区でできる。

また、建築というのは、建築確認だけではなく、周辺との調和の問題であるとか、広いまちづくりに影響する度合いであるとか、あるいは建築中の騒音のことである

とか、出入りする車両と近隣とのトラブルであるとか、そういうものは地元の区が調整に入っている。したがって、ことさらに1万㎡ということで分ける必要はなく、むしろ全て区が担うことで、周辺住民との調整、あるいはまちづくりも含めた総合的な役割を発揮していける。

○区側

今回の検討対象事務は、都市計画という極めてまちづくりの基本的で重要な事業であり、検討対象事務総括表では、都区双方ともに「区」というものが6つあるが、残り15について、都は広域的な観点から引き続き都が担うべきと主張し、一方、区側は、区でもできるし、当然区に移譲すべきだと主張をしていることから、お互いになかなか譲れない事業分野の1つであるということが分かる。

そこで、都市計画区域については、かなり昔に23区の区域を一つの区域として定めているが、現在も23区を一つの区域としてやる必要があるかどうかということについて、改めて考えるべきではないか。

都は、世界の大都市を意識して都市間競争に打ち勝つためには、23区全体をこういうふうにしたいという、まちづくりの構想があるからこそ、広域的な観点から都がやるべきだという主張だと思う。

区側も世界とまでは言わないまでも、少なくとも日本の大都市、とりわけ東京の中での都市間競争は極めて熾烈な状況にある。そういう中であって、どの区もいいまちづくりをやりたいと考えるので、区がやるからおかしなまちづくりになるということは絶対にない、当然、都の指導を受けながらやることになる。

しかし、相当の権限を区に下ろしてもらわないと、都市間競争に打ち勝つといっても、掛け声だけではなかなかできるものではなく、権限とか財源とかいうものが手に入らないとできない。

また、地方分権改革推進委員会は、国の権限の相当数を地方自治体に下ろすべきだとする整理をした。この整理において、県から市へ権限を移譲すべきとした事務についても念頭に置いて都区の役割分担を整理すべきではないか。

○区側

大都市東京という観点からどのような東京のまちづくりをしていくかというグランドデザインの部分は、各区に移管しろといっても、そんなことは不可能であって、現実的でないことぐらい誰でも分かっている。

グランドデザインをしっかりと都が描いて、それに従って各区がそれぞれの地域特性に応じて、都市計画決定事務など、まちづくりを進めていく。グランドデザインに反するまちづくりはできないわけで、そういう観点からすると、1万㎡とかで、あるいは建物の形態だとか種別で仕切りをして、都にその事務を残さなければならぬという説明はなかなか難しい。

今の建物はすぐ1万㎡を超える。そういった意味で、そんなところまで都が保留しているのでは、大変な事務量である。思い切って区を信用して一度決意をしてはどうか。

○都側

都の幹部人事の中で、都の建築職の方々は、都には、昇任先が限られていたので区で昇任するということがあった。当時、区も建築職が育っておらず、また、都の職員も、グランドデザイン的な仕事をしていたので、建築確認のような仕事をしたがらず、建築主事の資格を持っていながら自己申告をしないといったこともあった。

何を言いたいかというと、今まで都と区は協力しながら仕事を進めてきたという歴史があって、当然、地元のことがあり、全体があり、仕事が成り立ってきた。すなわち、なぜその数字で分けるのかと問われると非常に難しいが、そうした役割分担の中で、お互い協力しながらやってきたという歴史だったと思う。したがって、今のところは都側としては、当然、現在の役割分担の中で都と区が一体となつてある程度やっていかないとできないという考え方である。

○都側

今の都側の発言は、実態論の1つとして理解してもらいたい。要するに誰が担い手なのか、過去のそういった実態論を踏まえると、どうあるべきなのかという問題があった。

実態論とは別に、抽象的な話ではあるが、知事が東京にはグランドデザインがないとよく発言する。都庁の3階の廊下には、江戸時代の美しい江戸のまちを写した写真がある。その写真に写った江戸のまちは、大げさな言い方だが、一つのセオリーというか、そういったものが一本通っている。それは、一つのグランドデザインだと思う。江戸時代のそういったものが、今の東京に果たして十分な形で発現できているかというのは、いろいろな考え方があるかとは思いますが、誰もがすべていいとは思っていないと思う。

そのようなことを考えたときに、1万㎡がどうのこうのとか、そういう具体の数字の話は相対概念であり、果てしない議論になると思う。本当に1万㎡が正しいかもしれないし、あるいは5千㎡が正しいとか、いろいろな考え方があることは事実だと思う。

東京のグランドデザインを担うべき都の責任ある立場から言うと、ある一定の規模を質量含めて、権限として保留していないと、都民に対して、あるいは区民に対して、グランドデザインそのものが果たして発現できるだろうかということを危惧している。

それも決め方によっては、東京にグランドデザインがないという状態がますます悪化するといったことにもなりかねないなと思っている。したがって、都の責任としては、やはりより良いグランドデザインを保つためには、一定規模の質量を含めた権限は都に保留しておかないと、都民区民に対して、責任が果たせないのではないかという考え方に基づく評価である。

○区側

東京にグランドデザインがないという知事の発言は、むしろ都と区との関係というよりも、国と都との関係の中で、都市をデザインしていく際の権限の分布のあり方を言っていると思う。例えば、東京に空港があって、その空港を都としてどのように活用したいか、どのように東京の中で生かしていきたいかといったときに、どうしても国の権限とぶつかって、それが思うようにいかないということではないか。そういう意味では、大都市東京のグランドデザインを描くにあたり、国がもっと都に裁量を渡すべきだという観点ではないか。これはまさにそのとおりだと思う。しかし、区と都の関係で言えば、東京のグランドデザインを描くとき、1万㎡の都市計画決定がありやなしで東京のグランドデザインが変わるとはとても思えない。むしろ、今、都の都市計画決定と区の都市計画決定で言えば、都がやる場合は都市計画審議会を経由しての二重手間になるわけで、どうしても時間がかかる。近年、資本を投下してその回収を急ぐというような流れになってきている。開発行為も、投下した資本をすぐに回収したいという思いがあったら、むしろ逆な作用に出てくる危険性はある。1万㎡を超えると都の都市計画決定になるから時間がかかるので、1万㎡以下の区の都市計画決定でやった方が資本の回収が早いということになると、虫食い状態の都市計画あるいは開発行為が行われてくる。それよりは、数字で分けるかどうかは別だが、もっと大まかな区分けにしておいた方がいいのではないか。

区をまたがるような場合は、都がかなりの権限を持ってそれを調整することは必要になるが、1区の中で完結するような都市計画決定については是非再考を願いたい。

○都側

都市計画決定に関する1haによる役割分担の仕切りについて、区側が言われるところの意味はよく分かるし、そのとおりだとも思う。

しかし、実際に都市整備を担当する都の立場からは、例えば、面積が1haだと建物の高さが、150メートルとか、200メートルという1つのビルができ上がり、そこに一遍に1万人とか、2万人という街ができる。

さらに、都心区では、通勤や何だでそれどころの人口ではなくなる。そうすると、水道、ガスなどのライフラインや交通アクセス、景観、防災、相当程度様々なところに影響が出てくる。

また、請願・陳情などを例にとると、ある区で1 h a 以上の大規模な開発があり、大規模なマンションができると、その開発が1つの区の中で完結するような場合でも、他の区の住民も反対するということが結構ある。

それは、区境とか、道路の関係とか、その大規模な開発によって、自動車交通量が非常に増えるとか、人の流れがどうだとか、他の府県とは違って大都市東京は、どこが区境かよく分からない部分があり、まち自体が連たんしているので、そういう意味で、大規模な開発があると、その影響は、我々が想像できない以上のインパクトが出てくる。

今この話が起こって、1 h a が果たしていいのかどうかというのは、それはまたいろいろあると思う。平成12年に決めた仕切りがなぜ1 h a なのか、推測では決めたいなところがあったのかもしれないが、ある程度大規模な開発行為や都市計画に関わる問題については、大都市特有の事情として今述べたような形でいろいろと他の区にも影響を及ぼすことが多いといった事情を反映したものではないか。

○区側

今の都側の発言は、ある一定規模以上の都市計画開発は、引き続き都が大都市東京を担う立場から持っていきたいということで、その理由は、大規模開発は、単に建物とかそういうことではなく、様々なインフラの整備とか、交通の問題とか、いろいろな意味で影響があるから、引き続き都がやらなくてはいけないということか。

しかし、新東京タワーの建設を例にすると、これも6.4 h a の大規模開発になるが、そこへ都が出て来て、そのタワーのある6.4 h a のまちをどういうグランドデザインで、どういうまちにするのか。それは地元の区が将来の自分たちの区のことを考えて、しっかりとグランドデザインもするし、あるいは交通も含めてインフラをしっかりと計画して、進めていくことになる。都が出てこなければならぬとはなかなかならない。

6.4 h a の都の都市計画決定でも、もう6カ月も先送りされて、そのために開発が進まない。もう少しその辺については、そんなにかたくなにならず、特別区の職員も十分に育っている、人材も豊富にいる。大きな都市計画のまちづくりのグランドデザインは都が描き、それに従ってやるものについては、区に下ろすという決断をしてもらわないと、今までどおりの話をしていたのでは、都区の事務配分は前に進まない。

○都側

最後に一言だが、地方分権改革推進委員会の議論の中で、露木委員の「23区に今の市の権限の移譲の話が該当するか」という質問に対し、西尾委員長代理が、「該当しないと思っている。特に土地利用に関することで都市計画関連のことについては市に下ろすということになっている場合には、特別区は含めないということ。」というやりとりがあったということを紹介する。

○区側

今の件については、それ自体いかなものかということで、この間、総務大臣を訪問したとき、区長会会長から、区を特別扱いしないでほしい、同じ基礎自治体ではないかということを申し上げてある。

ただし、同じ地方分権改革推進委員会の議論の場面で、要するに都と区で話し合って決めるべきではないかというやりとりもあるので、その意味では、今の都区のあり方の検討自体は、その考え方に関わらず検討できると思う。

○区側

検討対象事務総括表に「※都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」という脚注があるが、前任の幹事会メンバーとも議論したが、50万以上でない区には渡さないということではないということをもう一回確認

したい。

○都側

前の議事録などのやりとりを確認したが、人口50万人以上の規模を目安として検討したということであり、それは当然その話し合いの中でそういう場合でないことも十分あり得るということだと思う。

○区側

先日の都知事の記者会見で、区の再編について50万とか20万とか、そういうことではないという話があったが、この脚注と都知事の発言というのはどういう関係になるのか。

○都側

その知事発言は、日経新聞の記事に関するものであるが、この脚注との関係は全くない。

○区側

日経新聞は、都は人口50万人で区を合併させようとしているという記事であり、都側は事務の移管については、50万人という人口規模が前提で評価をしていると言っていることからすると、記事は脚注に基づくものとも言える面がある。つまり、小さな区は合併しなさい、合併が前提で評価しているということにもなり、人口50万人以上の規模という一定のメルクマールを出して、それ以下だったら合併すべきだということになる。その点で都知事の発言と食い違っているのではないかと思う。

○都側

この都区のあり方の検討は、3点セットでやるということになっているが、この人口50万人という数字は、各局から区に移管できる事務をいろいろ出すに当たって、50万ということであった。それをもって、当然、区域の話はしていきたいということだが、人口50万人を前提として区域の話をするということではない。

○区側

それなら検討対象事務総括表の下の記載を消したらどうか。何でこれにこだわるのか、前々回に総括表を作成したときにこれがでてきた。そのときからここに表記されている。はじめは、検討対象事務評価シートの中に、都側の考え方として、広域性とか、一体性とか、一定規模以上ないとか、たくさん書いてあった。区側が人口50万人というのはおかしいだろうと盛んに言ったので、都もあまりそれにこだわっていると、事務の配分の検討も先に進まないということで、評価シートの中から消したのだと理解していた。

しかし、総括表にまたこれが出てきた。それは、少し策を弄し過ぎているのではないかと思うがその辺はどうか。

○都側

ただ、未だ半分も移管が進んでいない事務もあるわけだが、12年度改革で事務移管は一旦整理されおり、今回は第2ステージとして、事務移管について考えていこうということで、実際に仕事をしている各局に区に移管できる事務を出させるとき、一つの基準として人口50万人ということでやっているということである。

したがって、区域の話は区域の話で、別にたくさんやりたいが、それとこれを一緒にしてということではない。人口50万人が適正規模かどうかということも、区域についてはいろいろあると思っている。

○区側

今の都側の発言は、非常にいい前向きな発言だと思う。平成12年度改革のときに、既に事務移管の話は済んでいるので、人口50万人以上としなければ新たな仕事はなかなか出てこないというのであれば、都庁の内部だけでこれを使えばいい。区側にあえてこういうことを資料の中に書いてまで押し付けてくるということは、明らかに気持ちがあって、何かもっと深い意味があるのではないかと考えてしまう。なければならないと言ってほしい。

○都側

深い意味はない。人口50万人が区域の再編等の大きな指標であるという意味は全くない。ただ、単にメルクマールとは言っても、全く無価値なわけではないからここに出ただけであって、絶対50万でなくてはならないということではない。

○区側

我々は幹事会として、区長会の指名を受けてこの場で発言をしているが、区長会からすると、ここにこういうふうに書かれているということは、区側の幹事は、都の人口50万人以上の規模を前提とした考え方を受け入れた上で、事務の移管の話をしているのではないかということになってしまう。人口50万人を前提とした話は無効ではないか、人口50万人を前提に、区だ都だと言っている、そういう幹事会での話し合いは、区長会としては非常に遺憾だという意見が多い。

まして、これが区長会や都のウェブに掲載されるということは、客観的なところに掲載されるということになる。そうすると、これは確かに都の評価とは書いてあるが、これをベースに区側幹事は議論をしていると思われてしまうので、区側としては耐えがたい。区長会に対しても、そうではないと繰り返し説明しているが、感情的になかなか理解してもらえない場面も出てくる。これまで言われたような都の事情について、都から口頭で説明を受け、それを区長会に報告するのはいいが、第三者が見るようなものの中にこれを出すのは厳しい。

○都側

人口50万人の件については、これまでの記録を読み返したが、都側は目安として出させてもらっている。当然、区側はそれについて納得していないというか、それはそうではないということだが、ウェブに出すこと云々については、互いに納得しているという理解でいたがその辺はどうか。

○区側

これは、この検討対象事務総括表を作ったとき、都も区と評価し、区も区と評価して一致したとだけ見られると、都側事務局としては各局との関係がおかしなことになるので、このような脚注を付けさせてもらいたいということだった。都で、どうしてもそれを書かないわけにはいかないということで、それはやむを得ないという意味であり、それで結構であるという意味ではないので、誤解のないようにしてほしい。

○都側

当然結構なわけではないだろうが、それはそういうことでやらせてもらうということの話は済んでいるという理解でいた。

○区側

人口50万人の問題については、前任の幹事会メンバーと随分議論した。そのときの都側の言い分は、平成12年度改革で都区の事務配分は決着しているので、各局に改めて区へ移管できる事務を出してほしいといっても何も出てこないから、もし人口50万人を一つの目安にしたらどんな事務が考えられるかということで、各局から事務を出してもらったということだった。それは、都の考え方であり区側は容認したわけではない。区側は、都と区の事務配分について、人口50万人を前提にした事務配分を検討しているわけではない。都側が各局から事務を出すときにそうただけで、区側は現行の23区を前提に話をしている。その人口50万人について了解したという話ではない。

先ほど述べたように、区側幹事は、区長会でなかなか難しい立場に立っている。我々は、区長会で現行の23区を前提に幹事会に下命された事項を粛々と検討しているだけで、都側の考えとは一線を画していると説明している。しかし、区長の中には、こんな検討をなぜやるのか、検討をやめてもいいのではないかなどの意見もある。だから、「※都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」という記述の下に、区側はこういうことを是認しているわけではないという意味の記述を書いたらどうか。それぐらいしないと、この記述では一方的過ぎると思

う。

○都側

新聞に人口50万人構想のような形で記事が出たことは事実だが、人口50万人は目安である。

○都側

都側は、特別区の区域のあり方について、50万なのか、70万なのか、20万なのか分からないが問題意識を持っている立場なので、パラレルで事務の移管の話をしているときに、一方で区域の再編を主張している都側が各局に事務の移管について投げるとき、一定のガイドラインを示さないと仕事が成り立たない。

区側は、現行の区域でという立場なので、何ら面積等については触れる必要がないが、区域の再編に問題意識を持っている都側が、同じパラレルでやっている事務の配分に対して、一つの方法として、人口50万人程度ということで評価しましたという脚注である。

当然、区側幹事がこれを容認したとは思っていない。また、区長会で各区長に説明するときに、これはそんな形で使われているということは説明しないと思う。したがって、都側が述べたことを伝えてもらえば、都に対して何だという意見は出るかもしれないが、それは都の意見だということで紹介してもらえば、むしろ書いた方が、これは何なんだとか、どういう人口規模だとか、都側は再編について意見を持っているのだらうと、そういう他の区長に対して説明として、いろいろな見解があるだらうが、都はこういう基準でやっているという説明をしてもらえば誤解はないと思っている。

都側は、「※」の記述をしても区側が容認したとは当然思っていない。その辺は技術的な問題で解決できないか。逆に「※」は都のコメントであり、省くことになると、また違った疑義が生じるということもあるのではないかと思う。

○区側

これまでの幹事会で何度も話をしているが、そもそも都区のあり方検討委員会、あるいはこの幹事会の中で、事務配分の検討をするときに、区域の問題とそれを一緒にセットにして検討するという前提は全くなかった。区側の認識としても、事務配分を検討して、これは区が担う、これは引き続き都が担う、そういうことになったときに、その姿を見て、必要であれば区域に関する議論も必要になるかもしれないということであった。

区域の再編を前提にして、そうした将来的な、また、今と違う特別区の姿を思い描いて、事務配分について検討するというのではなく、今の特別区制度、今のそれぞれの23区の規模、そうしたものを前提に事務を改めて考える、これからの都区のあり方について考えるということであった。

人口50万人が、都側が各局に投げかけて、新たな事務の掘り起こしをするために一つのきっかけ作りというか、各局に発想を転換してもらおうというか、そういうことで人口50万人だったらどうだろうかということと呼びかけて、積極的に取り組んでもらう仕組み作りをした、仕掛けをしたということであるということまでは理解している。

人口50万人にならなければこうした都と区の事務配分はできないということについて、それを前提としてこの場で検討しているものではないということは、区側の立場から言って当然のことだということは理解できると思う。したがって、都側の内部的な仕掛けで使った人口50万人というものが、後付けでこの検討の前提になるかのような、そうした表記がされることは極めて誤解を生む。

◎座長

検討対象事務総括表の記述について、区側から意見があったので、都側もよく検討してもらい、何かよい表現ができるならば是非考えてもらいたい。

では、具体的な事務配分の検討についてまとめをしたい。資料2「検討対象事務総括表」で、都と区の評価が一致した事務は「区へ移管する方向で検討する事務」

として整理する。

次に、都と区の評価が一致しなかった1番から4番、7番から9番、10番の1、11番の2、16番、20番、21番については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理する。

また、5番、6番、11番の1、12番、15番については、区への移管を検討すべきものがあるということでは、都区の評価が一致しているが、区へ移管すべき事務の内容について、都区の考え方が一致していないため、今回はとりあえず、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとする。

〔「異議なし」との発言あり〕

(5) 特別区の区域のあり方について

都側から特別区の区域のあり方について資料説明の後、検討を行った。

<都側から都側資料1「特別区の再編に関するアンケートについて」、都側資料2「自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について」の説明>

○都側

都側資料1「特別区の再編に関するアンケートについて」である。

これは、平成19年7月に、東京商工会議所が東京23区に事業所を有する会員企業に対して実施したアンケートである。

1頁で、23区の再編についてどう考えるべきかという問いに対して、「現行の23区のままでよい」が29.2%、「4つ～8つ程度など、数を少なくまとめたほうがよい」が25.2%、「23区は少なくまとめるべきだが、周辺市との合併も含めて考えたほうがよい」とするのが41.9%である。

この結果について、東京商工会議所では、区の数少なくまとめるべきという意見が3分の2を超えており、再編を望む声が多いことが分かったとコメントしている。

2頁は、アンケート結果に記載された自由意見を整理したものであり、再編に積極的な声としては、広域化、効率化の観点からするものが多いようである。例えば、行政の広域化・拡大化が効率面で良い、区の行政は、非常に縄張り意識を感じさせることが多いので再編を望むとか、行政単位をまとめ広域化することによる効率化を図るべきとかの意見がある。

また、再編に消極的な声としては、行政のみが広域化することへの疑問や、再編コストへの懸念といった観点のものが多いようであり、行政区分の見直しよりも議員数や職員数を少なくすべき、あるいは行政区域の再編はその再編自体にも労力と税金を使うことを念頭に入れ、慎重に議論すべき等々の意見があったようである。

この自由意見について、東京商工会議所では、1頁に「行政事務の効率化による23区の再編の必要性を訴えるものが最も多かった。」とコメントしている。

次に、都側資料2「自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について」である。

これは、自由民主党の道州制推進本部が第3次の中間報告としてまとめたものである。

この中で特別区に関する記述ということで、3番目にまとめて括弧でくくっているが、その下線のところの記述を見ると、「東京」とあり、括弧で現在特別区の存する区域あるいは都心3区、さらに括弧で千代田区、中央区、港区については特別な配慮が必要と考えたとし、今回の報告では、前回あった国直轄の区域とすることは適当でないとされたが、その後に道州との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適当と考えられるとされている。

第2次中間報告では、財政力の地域間格差を是正するため、東京に税収が集中するいわゆる東京問題の対応が必要不可欠とし、例えば東京23区を国直轄としてその税収を各道州に配分することも考えられるとしていた。国直轄の区域とすることは適当でないとしたことは今回前進であると評価することはできるが、特別区の存

する区域あるいは都心3区には特別な配慮が必要であるとし、税財政等について特例を設けることが適当としている点を踏まえると、財政力の地域間格差を是正するため、東京に集中する税収を各道州に配分すべきという基本的な考え方はどうも変わっていないと見るべきではないかと考えられる。

今回新たに都心3区が名指しされているということはどういう意味があるかは定かではないが、都心3区から上がる税収が依然としてねらわれているということは否定できない。前回6月の幹事会で示したように、都心3区は昼夜間人口比率が極端に高く、一般の自治体に比べ隔絶した姿になっているわけで、特定の区に税源が偏在していることがこれらの議論がなされる原因の一つになっているということは考えられる。

これらの議論のベースには、相も変わらず、誤解に基づく東京富裕論があるわけで、平成19年の財政制度等審議会においては、23区は財政的なゆとりを背景に標準的な水準を上回る住民サービスが行われている一方で、他の自治体よりも効率的な行政が行われているとは言いがたいとまで指摘されたことは記憶に新しいところである。当然これについては大いに反論していくわけだが、ただ、さらに全国の市町村が平成の大合併を推進し、前回の地方分権推進委員会が最終報告のときに比べて、全国の市町村の合併が当初考えられたよりもかなり進んだということを背景に、現在の地方分権改革推進委員会では、前回の地方分権推進委員会の最終報告での補完性の原理がより明確に基礎的自治体優先の原則ということを言っていることを考えると、やはり特別区が自らの再編の議論をしないということは、これらのことに対抗していく上でもどうなのかなと思うところが率直なところである。

道州制における大都市制度の話ということもあるが、いずれにせよ、道州制の議論も現実に進められている中で、しかも、都区の税収というか、こういったことがいまだにねらわれている中で、こうして都区のトップが集まって都区のあり方の検討を行っていることであり、是非とも事務配分でなく、区域のあり方についても議論していかななくてはいけないのではないかと考えている。

<都側資料1、都側資料2をもとに検討>

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

二点伺いたいことがある。

その第一点目は、猪瀬副知事の発言についてである。日経新聞に猪瀬副知事の発言が記事になった際、区側は都側に申し入れをしたが、その後、都政新報にも同様の発言をしている。また、地方分権改革推進委員会の中でも同様の発言をしている。

前回の幹事会で猪瀬副知事の発言について都側に尋ねたところ、それはオール都庁としての考え方ではなく、あくまでも猪瀬副知事の個人的見解を述べられていると理解しているという答えであった。しかし、個人的見解とはいえ、日経新聞、都政新報、あるいは地方分権改革推進委員会の中でそのような話をされると、それは個人的見解を超えていると思う。区長会では猪瀬副知事から釈明書をとれといった意見もあった。都側のこの件についての見解をしっかりと述べてもらい、我々はそれを持ち帰り区長会に話をするという約束をしたので、是非考えを聞かせてもらいたい。

第二点目は、今回、都側の4人の幹事に異動があったが、新しい幹事の方々も、前任の幹事の方々と全く同じ考え方なのか。例えば、これまでの幹事会の中で、都側から区側に区域の再編に関しての質問があった。都側は、区側がその回答を1度ならず2度も保留するというのは意図的ではない、こんなことをやっている、マスコミも含めて大変なことになる、早く回答をしろと強い口調で何回も何回も迫った。特別区の区域の再編という問題については、もっともっと区長会もいろいろな意味で議論もしなければいけない。ところが、そういった議論が全く進んでいな

い中で、都側は、いいところ取りの資料を出して、一方的に話をしてきたが、これは区側としてはなかなか受忍できない。

都側の質問についての回答を区側はあえて避けて通っているわけではないので、したがって、新幹事の方々に前任の幹事の方々と全く同じ考えかどうか、再編についての考え方を聞かせてもらい、そういったことも踏まえたうえで回答したい。

○都側

まず第一点目の猪瀬副知事の話だが、今回の23区の話について、区を全部まとめて市にする、そういうことについて、少なくとも行政部として、一度もそういうことを考えたこともないし、発言したこともない。少なくとも行政部は、猪瀬副知事の発言については、あくまでも猪瀬副知事の個人的な考えであると思っている。

○都側

第一点目の猪瀬副知事の発言については、区域の再編について、問題意識を持っているという大枠の話としては、都としては、議会答弁で知事も発言しているし、一つの公式見解である。

そういう中で、猪瀬副知事の発言内容は、少なくとも知事を含めた都としての公式見解ではないということは事実である。

次に、第二点目の前任の幹事と新任の幹事の考え方は全く同一なのかと問われると、組織的に仕事をやっているのだから、「全く」という言葉は非常に難しいが、スタンスは基本的に同じである。

ただし、先ほど区側も言われたように、状況は変化してくるので、勿論合議するが、それは自分の責任の下で個人的に考え、最終的には知事に仰ぎながら決めていく。そういった意味での時点的流れの変化であるとか、あるいは個人の持つ感性とか、そういうことは当然違うので、その意味で「全く同じ」ということはない。しかし、大枠としての問題意識は基本的に組織でやっているのだから、引き続いてやっていきたいと思っている。

○区側

まず、第一点目の猪瀬副知事の発言に対しては、極めて憤慨している区長が多い。猪瀬副知事は、副知事という立場であり、都区のあり方検討委員会の委員でもある。そのような立場の方が、今、この幹事会でいろいろ議論している最中に、そういう発言をするのであれば、都区のあり方検討をやめた方がいいのではないかという話になる。あの発言は、個人的見解だと言われても、猪瀬氏は副知事という極めて重要な立場であり、さらに都区のあり方検討委員会の委員でもある。まして、地方分権改革推進委員会の委員になり、東京都副知事という立場で紹介され、そのような中で発言されている。そういう状況であのような発言をすれば、地方分権改革推進委員会の他の委員も、東京都の副知事がそういう発言をした、だから東京都はそういう考え方と思うだろう。

したがって、しっかりと都側は猪瀬副知事にそういう話をするとか、猪瀬副知事がこの件についてどう言われたかとか、今日はそれ以上の返答はらないので、次回以降の幹事会で聞かせてもらいたい。

次に、第二点目の都側の質問に区側が回答しないということについて、返事をよこさないならこんな議論をしてもしょうがないぐらいのことを都側から言われた。我々としては、23区の区長を代表して来ているので、都側のように一枚岩というわけにはいかない。区側は、23人の区長の意見を総合して幹事会に出席しているので、都側からの質問事項に答えるにしても、区長会でしっかりと協議をしなければならないので、時間がほしいと説明してきた。しかし、それを意図的に逃げていとか、これを何かの議論にすり替えているとか言われてしまうと、非常に心外である。

今、都側から新しい幹事も前任の幹事とスタンスは大きく変わらないが、しかし、時々状況に応じて、お互いに話し合いをしていこうという極めて前向きな話があった。したがって、区側としても、そういったことであれば、質問事項に対する回

答をしてもいいと思う。

◎座長

では、都側の質問に対する区側の回答をお願いしたい。

＜区側から区側資料「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する『参考論点』」抜粋の説明＞

○区側

まず、資料をこの場で配りその前段について説明したい。

第11回幹事会で、都側から区の方考え方を求めるような質問事項があったが、区域の再編の問題については、それぞれの区や地域のあり方に関わるものであり、23区が統一的な見解を持ち得る性格の問題ではないというのが区側の基本的な立脚点である。

今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体として自らのあり方を構築する中で、区域の問題についても主体的に判断することになるものと考えている。

第8回幹事会で区側が示した参考論点は、既に説明したとおり、都側から示された種々の考え方に対して、こういう論点もあるのではないかとという観点から、議論の素材として参考にしたものであり、特別区の統一的な見解なり主張を取りまとめたものではない。したがって、参考論点に掲げた内容については、各区様々な意見があってしかるべきもので、個々の事項について統一見解を求められても、回答することは困難であるということについては理解してもらいたい。

なお、都側からの質問のうち、区側が示した参考論点の中に関連する論点が含まれているものを別紙で示したので、後ほど参照してもらいたい。

それから、資料で示したのは質問事項のうち3点についてのみの回答だが、質問の一つにあった昼間流入人口の多い区の行政需要については、昼間流入人口が多い地域としての特殊性があらゆる行政分野に及んでおり、一概に特定できるものではないが、例えば、道路、廃棄物、教育、防災ほか様々なものがあると考えている。

それから、その他都区制度そのもののあり方に関わる幾つかの質問があったが、これらについては、今回の検討が基本的に現行の都区制度の下での都区のあり方に関する検討を行うこととしたものであり、地方分権改革とか、道州制等の動向も踏まえながら検討するのは当然としても、都区制度そのものの見直しについては、都区双方の調査研究組織の報告が異なる方向を示していることもあり、今回の検討の枠組みの中で検討するのは困難ではないかと考えている。

なお、区側資料の二枚目に、参考までに、第8回幹事会で区側が示した参考論点のうちの主要なものを抜粋した資料を添付したので、改めて参照してもらいたい。

また、資料の三枚目に、地方分権改革推進委員会の「中間的なとりまとめ」の中で、基礎自治体のあり方に関わる基本的な考え方が示されている部分があるので、参考までに抜粋した資料を添付した。

＜区側資料をもとに検討＞

○都側

一つだけ基本的なことを聞きたいが、この都区のあり方の検討をするという要綱がある。その中で、区域のあり方について検討するというのが1項目入っている。

新しい都側の幹事は、前任の幹事から引き継ぎがあって、その要綱を見ると区域のあり方を変更することについて検討するというのが1項目入っているので、当然この都区のあり方検討で区域のあり方についてお互いに意見を出し合って検討するのかなと思っている。

それで、今年度中に一定の方向を出さなければならないということも要綱上決まっている。今、事務配分の関係で444の項目について、都だ、区だということをやっているが、区域のあり方について要綱上規定されている話については、どうも今までの1年数カ月をひもといていると、具体的な検討がなされていない。

都側から人口50万人というようなことを投げかけたのが、言ってみれば唯一なのかなという気がしている。あと半年ぐらいということで、事務配分についてはこうやって着々とやってきている。区域のあり方についてはどういう具合にやろうとしているのかという素朴な疑問がある。

○区側

これは、当時、平成12年の制度改革のとき、積み残しになったものがあり、それを引き続き協議していこうという話し合いが都側と区側の間で行われた。そのときに、こんな形で再編のあり方をやるというお互いの認識はなかった。当時の副知事も、まあまあという程度だった。当時のその場に区長としていたメンバーは、現在1人である。都側では、当時のメンバーであった三人の副知事も全部変わり、区側も当時のメンバーであった三人の区長のうち、二人の区長はいない。その区長の話では、当時、協議したとき特別区の区域については、絶対にそんな重いものではなかったということである。

当時のメンバーであった区長は、東京都には再編の勧告権があるのだから、特別区として、そんな勧告は要らないというわけにはいかないという理解でいた。しかし、それをするかどうかというのは、これは特別区それぞれが住民本位の主体になって、それを考えればいいわけで、そんな人口50万人でくくるとか、何とかという話では全くない。

したがって、区長会は、都側がなぜここまで、区域について、これでもかこれでもかと投げかけてくるのか分からない。都区の事務配分があり、その上でどうしても現行の23区では問題だとなったときのことであり、まずは、どういう事務を具体的に23区は担うか、その上で何が問題か、弊害があれば法改正も含めて検討すべきであって、最初から区の規模を人口50万人とする話ではない。

そういうスタンスで検討しているのだから、区域についての議論は、区長会にとってアレルギーになる。そこをもう一度、はっきりさせるようなものは何かないのかと思う。

○都側

通常、一つ一つ到達点決めて議論を出発するわけで、要綱とかとりまとめ結果を出発点として議論しているから、そういったことを踏まえると、前任者が回答を迫ったというのは、議論の出発点としての約束事があったから、これを履行するという意味かと思う。その約束事や出発点を覆すとか、あるいは変更するということは、相当なエネルギーを要するし、それは物事の到達点なので、一つ一つこなしていくというのが、今この段階で我々が言えることである。そうでないとなかなか議論が進まないのではないのか。

○区側

区長会でもっと激しい議論というか、意見が出されている。そもそも独立した自治体の長が集まって区長会の中で議論している。区域については、それぞれの主体性と根幹に関わるようなことである。その自治体の区域をどうするか、平たく言えば合併するとか、そうしたことをたとえこの幹事会の場で、そもそも我々区側幹事に23区の将来像の区域まで委ねられていない。

都区のあり方の検討の中で、今後の都区の事務配分を検討するということについては、具体的に進めているが、ただ、その前提として、こういう合併案の下にこの事務を配分するということは全くない。したがって、合併ありきで進められるということは、全く区側が意図しないところである。もし仮に区域の再編ということが大前提となりこの先議論が進まないということであれば、議論を一度やめるということも考えるべきではないかという意見もある。

ただし、区域のあり方についての視点であるとか、いろいろなことを議論し、意見を交わすということについて、それまでも拒否するというものではないということとは理解してもらいたい。23区としての区域のあり方について、統一的な見解を示せといわれると、これは23の自治体が今現にあって、それぞれ責任を持って

運営している２３人の区長がいるわけであり、そういう状況からして、むしろ無理というよりも、そういうことを求めること自体が適当ではないのではないかと。

○都側

年度末には、一つの方向性を出さなければいけない。要綱に検討すべき事柄して「１．」で入っている。それについてどういうまとめをしたらいいのだろうかということが頭の中にあるので、先ほどのような質問をした。

○区側

この都区のあり方検討をもう一回整理し直せという区長もいる。幹事会は、親会である都区のあり方検討委員会から下命されて議論しているのだから、そのことも含めて、それをやらないなら、親会を開いて、都区の事務の配分だけやろうと、区域の話はもう少し先送りするというなら、そういう仕切りをしてもらいたいと言っている。幹事会でいつまでやっても、区域の話は、結論が出る話ではない。いろいろな関係者がいるのでそれも難しいところがあり、この幹事会のメンバーでは区域についてはとても議論できるものではない。

したがって、区域については、今後議論をどういうふうに持っていくのかということについて、あと半年しかないので、よく話し合っていくべきではないか。商工会議所のアンケートについて都側が資料を出したが、それについてどうのこうのという議論は、なかなかできないということを理解してほしい。

◎座長

それでは、時間も経過したので閉会したい。